

# 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集

(平成21年1月5日 第28次改訂版)

**追 補**

(その2) 次のように改正されましたので、該当箇所について  
ご訂正下さい。(改正箇所は、傍線等で示しました。)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係  
政省令の運用及び解釈の基準についての一部改正について

改正 平成21年3月19日 平成21・03・12 原院第4号

---

## 別添 4

### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律施行規則の運用及び解釈について

(巻末から 40 頁 改正)

#### 第 27 条 (周知の内容) 関係

1. 本条の周知の内容は、以下の表に掲げるところによる。

事 項	例
(略) ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項 (略)	(略) (1) (略) (2) 地震の場合には、使用中のガスの使用を中止し、器具栓及び元栓を閉栓するとともに、揺れの大きい地震の場合は、 <u>揺れが収まった後にバルブを閉じる</u> こと。 (3)～(4) (略)  (略)

2. (略)

(巻末から 52 頁 様式 1、様式 2 改正 (報告書の押印、署名に関する事項の削除等))

第 1 3 2 条 (報告) 関係

様式 1

年 月 日

液化石油ガス販売事業報告

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
ってはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 2 条の規定により  
報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売する一般消費者等の数			戸
保安業務の委託状況 保安業務区分	委託先の保安機関の名称 及び認定番号	委託している一般消費者等の数	
1. 供給開始時点検・調査			戸
2. 容器交換時等供給設備点検			戸
3. 定期供給設備点検			戸
4. 定期消費設備調査			戸
5. 周知			戸
6. 緊急時対応			戸
7. 緊急時連絡			戸

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 液化石油ガス販売事業者が保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」及び「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の名称及び認定番号、一般消費者等の数を記載すること。

様式 2

年 月 日

保安業務実施状況報告

殿

氏名又は名称及び法人にあ  
ってはその代表者の氏名

認定番号

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 1 3 2 条の規定により  
報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務資格者の数

人

保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した 一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸 (内再調査 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸
4. 定期消費設備調査	戸	戸 (内再調査 戸)
5. 周 知	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。